

## 第1号議案

### 平成29年度に実施した事業の概要

#### 概況

平成29年度（2017年度）の遠洋トロール漁業等を取り巻く環境は、環境保護団体等による過激な活動に伴う資源管理の厳格化や温暖化に伴う海洋環境の変化による資源変動など、漁業経営が年々厳しさを増す状況に大きな変化はなかった。また、国際的な側面では、トランプ大統領の予測不可能な言動、北朝鮮の核問題、英国のEU離脱が示めすEU諸国の国家主義の台頭、更には中国の貪欲な海洋進出、中東の戦火による難民・移民問題を契機に、世界の政治・経済情勢はより一層不確実性の高い時代へ突入した年であった。

一方、水産生物資源や海洋環境も世界的な規模で大きく変わり、日本ではサンマ、サケ、イカなどが大不漁となり、特にイカは世界的に未曾有の大不漁に見舞われた。遠洋トロール漁船団の主体漁場である天皇海山において主対象魚種のキンメダイは例年並みの操業は確保できたが、クサカリツボダイについては来遊資源の回復が見られず、引き続き関係漁業者の経営にとっては厳しい状況であった。他方、天皇海山漁場の代替としてのNAFO（北西大西洋漁業機構）水域での操業は2年目に入り、また、SIOFA（南インド洋漁業委員会）水域においても一定の操業の目途が立った。加えて一昨年から原油の価格は比較的安定し、魚価は高い状況が続くなど一部に明るい材料もあった。

全般的に厳しい経営環境の下、当協会会員による平成29年度（2017年度）の操業実績は、各国の200海里内及び公海水域を含め延べ隻数17隻、総生産金額117億円、総漁獲量43,200トン（合弁事業を含む）であり、前年実績から5,900トン減少した。

当協会は、遠洋トロール漁業等の存続と再生に不可欠な魅力ある漁場の維持、開発を第一の中心事業として実施している。公海漁場規制が強まる中で遠洋トロール漁船等の安定的な操業維持のためには、利用可能な複数の漁場の組み合わせが必要不可欠である。その一環として諸外国の200海里水域での操業の機会の再確保、利用を検討することが必要であり、遠洋漁業対策として沿岸国の諸制度を活用した入漁の実現が図られるような制度的工夫（船籍サスペンド制度）及び外地から直接海外へ漁獲物が輸出できるよう衛生証明書発行について、水産庁、関係省庁や政府の水産部会などへ提言した。

「がんばる漁業支援事業」で建造した第五十一開洋丸はSIOFA（南インド洋漁業委員会）水域を主体に操業をしたが、実証化事業も平成30年（2018年）

をもっての最終年度を迎えることとなる。

また、遠洋トロール漁業等は、公海漁場等における我が国の水産物の生産手段として重要な役割と使命を担っており、当協会は、漁船漁業再構築のため各種委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業等の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁への働きかけを行った。

現在、当協会会員の操業対象水域である NPFC(北太平洋漁業委員会)、NAFO(北西大西洋漁業機構)、CCAMLR(南極生物保存条約)、SEAFO(南東大西洋漁業管理機関)、SIOFA(南インド洋漁業委員会)水域を管理する関係国際機関等の会議等及びナミビア水域での合弁事業など関係水域での操業の維持確保のため当協会から担当者を派遣し、官民協力して漁場、操業機会の確保に努めた。

また、水産資源以外の生物種の保護やその生息環境の保護を求める環境保護活動が年々強まる中であって、(一社)大日本水産会と共に ICFA(国際水産団体連合会)や FAO(国連食糧農業機関)に対し、水産資源の利用確保手段としてトロール漁業など漁船漁業の活動の必要性を訴え理解を求めた。

## I. 国際対策事業

平成 29 年度(2017 年度)も二国間の政府間協議、民間協議、多国間の国際会議等に代表を派遣し、割当確保、操業規制の緩和、漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

### 1. 北方水域関係

#### (1) NPFC(北太平洋漁業委員会)

①本条約は 2015 年 7 月に正式に発効し、現在の加盟国および地域は、日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国、バヌアツである。2017 年 4 月、VME 科学小委員会、クサカリツボダイ科学小委員会、第 2 回科学委員会が開催され、8 月には札幌で第 3 回本会合が開催された。同本会合で米国はクサカリツボダイの水揚げが極めて低水準であることを背景に、クサカリツボダイ、キンメダイのモラトリアム提案を非公式文書として提出し、2018 年の会議で議論をする意図を表明した。

②天皇海山における 2017 年（暦年）の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは 314 トン、キンメダイ 3,784 トン、全体で 5,041 トンと、2012 年の豊漁から 5 年連続で水揚げ量が低迷した。特にクサカリツボダイは、2014 年から日本は自主的措置を設定し、NPFCC の保存管理措置の設定後正式な措置となっている漁獲上限（15,000 トン）の設定数量には、水揚げ量は遠く及ばなかった。

## (2) ベーリング公海条約

2017 年 10 月 23 日から 11 月 3 日まで第 22 回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。同海域では 1993 年から 24 年間に亘ってモラトリアムが実施されてきている。2016 年の調査は、近年に比べ資源回復は見られたものの、アリューシャン海盆の資源量が 167 万トン以下であるとして、漁獲可能水準（AHL）がゼロとされ、2018 年も引き続きモラトリアムを継続することになった。日本と韓国は従来と同様、AHL 決定ルールの見直しを提案したが、議論が深まらなかった。

## 2. 南方水域関係

### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

2017 年 9 月にモントリオールで開催された年次会合で 2018 年漁期から適用される新しいカラスガレイの資源管理戦略評価（MSE）が採択され、2018 年漁期の日本の漁獲枠は、2017 年に比べカラスガレイは 129 トン増の 1,253 トンとなり、アカウオ 550 トンなどとなった。2016 年に NAFO 水域で操業を開始した当協会会員の加藤漁業（株）所属第六十八福吉丸の操業の安定化を図るため、引き続きカナダとの間で協力事業を実施し、2018 年はカナダとの間でカラスガレイ 150 トンを移譲し、赤魚 412 トン、マコガレイ (yellowtail flounder) 1,000 トン、タラ 89 トンを譲り受けることとなった。

### (2) CCAMLR（南極生物保存条約）

日本のオキアミ漁船が撤退した同海域では、メロ対象の底はえ縄漁船 1 隻が操業中である。2017 年 10 月に開催された年次会合では、日本の調査操業および開発漁業提案について議論が行われた結果、日本が関係する海域の漁獲枠は、総計で 4,339 トン（前年：3,979 トン）と若干増加した。また、日本の開発漁業水域に新たにノルウェーが開発調査申請を行ったが、調整が出来ず、次年度以降の議論となった。

### (3) ニュージーランド水域

2016 年 5 月に NZ 政府が EEZ 内での操業漁船の NZ 籍化を義務付ける法律を施行したことにより、トロール船 1 隻が NZ に転籍を行い操業の継続を図った。NZ が 2018 年 3 月に STCW-F 加盟国となったことから転籍に当たり NZ との間で合意した船舶職員免許の相互認証が失効するとの話があり、国交省に

よる交渉を行ってもらったところ現状の相互認証が延長されることとなった。

#### (4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

2017年11月27日～11月30日にナミビア・スワコプムントで第14回SEAFO年次会議が開催された。2016年の年次会議で2017年、2018年の2年間の漁獲可能量が定められたため2017年の年次会議ではSEAFOの将来に関する課題が議論され、2年間の漁獲割当の導入と操業実態からみて今後物理的な年次会合は2年に1回の開催とすることが合意された。但し、2018年は漁獲可能量の見直し年であることから物理的な年次会合を開催することとなった。また、2018年の我が国の開発漁業計画が若干の修正を加え承認された。

#### (5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及びSIODFA(南インド洋深海漁業協会)

南インド洋漁業条約(SIOFA:2012年6月発効)の第4回年次会合は2017年6月モーリシャスで開催され、オブザーバー乗船を含む底魚漁業暫定管理措置や漁船登録等の各種手続き規則等が修文され、決定された。また、第4回年次会合では、新たにタイが加盟国となり、今後想定される新規加盟国の扱いに関する規定の議論が行われ、併せて今後1年間引き続き刺し網を使用しないことが勧告された。同海域では、前年に引き続き、加藤漁業(株)の第五十八富丸と八戸機船漁業協同組合所属(開洋漁業(株)操業)第五十一開洋丸の2隻が操業した。

### 3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

#### (1) ICFA (国際水産連合)

遠洋トロール漁業等の操業への支障が生じないように、反漁業活動の阻止を行うために関係団体と連携して2017年11月国際水産連合(ICFA)総会へ参加し、諸外国の漁業団体及びFAO(国連食糧農業機関)との協力を行った。

#### (2) 大日本水産会と訪日欧州議会水産委員会との協議

2017年9月来日した欧州議会水産委員会メンバーに対してEUへの水産物輸出に関する制度に対する陳情を行った。

#### (3) 鯨類等持続的漁業推進シンポジウムへの参加

2017年2月、ニュージーランドで(一社)大日本水産会の主催した標記シンポジウムに参加した。

## II. その他関係事業

#### (1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとってTPP、EPA、WTO等の

諸問題に対応すべく積極的に参加した。

## (2) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行に尽力した。

## (3) エコラベルへの取り組み

(一社)大日本水産会を事務局として新たな法人として立ち上げられた「(一社)マリン・エコ・ラベル・ジャパン協議会(MEL ジャパン)」について積極的な関与・協力を行った。

## (4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格を超えた場合に超過部分について補填する事業について、円滑な手続きの実施に努めた。2017年度は第3四半期に3年ぶりに補てんが発動された。

## (5) 資源管理計画・漁業所得補償対策

資源管理計画を策定・実施することを条件に漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」に加入している漁船に対し、指導・支援を行った。また、積立ぷらすの新規加入を目指す会員企業のため、水産庁と調整を行った。

## (6) がんばる漁業復興支援事業

当協会会員の開洋漁業(株)(八戸)が東日本大震災にともなう津波で失った第五天州丸の代船として建造された「第五十一開洋丸」が、天皇海山とインド洋で実施してきた「がんばる漁業復興支援事業」は、平成28年(2016年)8月24日をもって3年間の補助事業を終了した。補助事業終了後の4年度目(2016年9月から2017年8月)もインド洋を主体に操業したが、漁場の海況等が悪く、水揚げ数量、金額ともに計画を下回った。このため、本船は5年度目(2017年9月から2018年8月)の途中から天皇海山の操業に切り替えることとした。

当事業は、補助事業は終了したものの、平成30年(2018年)8月までが事業期間となっており、今後も収益性向上の取り組みについて、状況確認等を実施する。

## (7) 輸入割当管理

当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため適切に輸入割当を管理し、必要な負担金の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(8) その他

将来の遠洋漁業の活路を開拓するため裸用船による外国籍への円滑な転籍が可能となるよう船籍登録の一時停止制度（船籍サスペンド制度）の導入を求める働きかけを関係機関に対して行うことや、当協会員に対し、関係省庁・関係団体等の関連情報の提供をメールや書類等で行い、本会会務の円滑な運営を図った。